

愛媛県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 日 時

令和2年12月15日（火）午後1時25分から午後1時55分まで

2 場 所

松山市高岡町101番地1 愛媛県国民健康保険団体連合会 第1会議室

3 出席者

(1) 理事

石川 勝行（理事長）

加藤 章（副理事長）

管家 一夫

河野 忠康

稲本 隆壽

森田 成之（常務理事）

(2) 監事

岡原 文彰

4 議 題

(1) 議案

議案第 1号 令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について

議案第 2号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について

(2) 報告事項

報告第 1号 令和2年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について

報告第 2号 令和2年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について

報告第 3号 令和2年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例の適用について

報告第 4号 令和2年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例の適用について

報告第 5号 愛媛県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部改正について

報告第 6号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について

(3) その他

1 診療報酬請求事件について（経過報告）

5 議事の経過及びその結果

- (1) 理事定数6名中5名の出席、愛媛県国民健康保険団体連合会規約第33条により理事会の成立を宣言する。
- (2) 理事会の開催にあたり理事長から挨拶があった。
- (3) 本会規約第31条により、理事長が議長を務める。
- (4) 議事に先立ち議事録署名者2名の指名を行い、全員異議なく承認された。
- (5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

議長 これより議事を行う。議案第1号「令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第1号「令和3年度愛媛県国民健康保険団体連合会予算編成方針について」、本会の事業運営は、保険者からの負担金や診療報酬審査支払手数料など各種手数料で実施し、その手数料等は保険料及び税金等を財源とする旨、保険者の厳しい財政運営が続く中、連合会は、保険者の共同体として責務の認識とコスト意識を持ち、保険者にとってより効果的な事業を実施するとともに、財政運営の健全化と透明化を図る旨説明。

令和2年度連合会予算に係る新型コロナウイルス感染症の影響は、緊急事態宣言発令に伴う受診控え等により手数料収入が約4,400万円（約2.4%）減収する見込みであるため、令和3年度予算編成について、歳出は、最小限の経費を算出するが、歳入は、新型コロナウイルス感染症の影響を予見することが困難であることから、影響がないものとし算出する旨説明。

予算の大部分を占めるシステム関係経費について、規制改革会議がすすめるコンピュータの高度利用の促進等による次期国保総合システム開発費用（国保中央会分担金）の変更をはじめ、各システムの開発費が高騰する見込みであり、その財源の確保が喫緊の課題である旨、その費用の負担については、開発費等が明確となり次第、保険者と協議を進める旨、これらを踏まえ、予算編成を行う旨説明。

収入の主な見込みについて、一般会計は、保険者からの一般負担金を主な財源としており、令和3年度の一般負担金額は、令和2年度と同額を見込む旨、その算出方法は、平成30年度からの国保の都道府県化により愛媛県が会員になったことに伴い、保険者均等割と被保険者数割とし、令和3年度までの間は、激変緩和措置を設け、総額1億396万2,758円と見込む旨説明。

国保、後期高齢、介護保険、障害者総合支援、特定健診の業務勘定の主な収入は、保険者からの手数料を財源とし、令和3年度手数料等一覧表のとおりである旨、あんま・マッ

サージ・はり・きゅう分療養費審査手数料は、令和2年1月に設置した審査委員会（はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会）や事務運営に係る費用に充てているが、毎月200余りの施術者の約2万4千件の審査を行っており、事業開始当初の想定を大幅に上回る事務量が発生しているため、現状の手数料収入では事務の適正な遂行が困難な状況であることから手数料単価を変更する旨、その他手数料等の単価については、据え置く旨説明。

診療報酬審査支払特別会計業務勘定は、国保レセプト件数が被保険者数の減少により約7万件の減少を見込む旨、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定は、約13万4千件レセプトの増加を見込む旨、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定及び障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定は、件数の増加により手数料収入の増加を見込む旨、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定は、約4千件の減少を見込む旨、その他の手数料等につきましては、収支の状況により、必要に応じて見直しを行う旨説明。

支出の主な見込みについて、既存事業の経費は、前年度を基本とせず、ゼロから見直しを行い、経費節減に努める旨、予算費目を見直し、事業ごとに区分経理することで、費用の透明化を図る旨、各種電算処理システムの運用経費について、費用の精査に努め、より効率的な運営を行う旨、限られた財源で効率的な事業を実施するため、既存事業について、必要に応じて費用の検証を行い、引き続き経費削減に努める旨説明。

議長 議案第1号について、意見、質疑はないか。

役員一同 （意見、質疑なし）

議長 議案第1号について、承認することに異議はないか。

役員一同 異議なし。

議長 議案第1号は承認とする。

続いて、議案第2号「愛媛県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について」を議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第2号「愛媛県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について」、年次休暇の取得単位について、現状1日または半日単位としているところ、労働基準法第39条第4項の規定に基づく労使協定により時間単位として付与する旨、子の看護休暇及び介護休暇の取得単位についても、育児・介護休業法施行規則等の改正により時間単位で付与する旨、施行日は、令和3年1月1日である旨説明。

議長 議案第2号について、意見、質疑はないか。

役員一同 （意見、質疑なし）

議長 議案第2号について、承認することに異議はないか。

役員一同 異議なし。

議長 それでは、議案第2号は承認とする。以上で議案は全て終了。
次に報告事項に移る。まず、予算補正関係について、報告第1号から報告第4号について、事務局より報告する。

事務局 報告第1号「令和2年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について」及び報告第2号「令和2年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について」、国民健康保険法第86条により準用される同法第25条第2項の規定に基づき、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定において、予算不足が生じたため、本会会計事務規程第16条の2の規定により、理事長専決処分により施行したことを報告する旨、補正理由及び金額は、新型コロナウイルス感染症が令和2年1月28日に指定感染症と定められ、愛媛県においても感染者が発生したことに伴い、国保分と後期分に予算不足が生じたため、予算補正を行った旨、補正額は、共に240万円である旨説明。

報告第3号「令和2年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について」、感染症法に基づく公費負担医療の結核感染症について、予算不足が生じたため、予算補正を行った旨、補正額は、240万円である旨説明。

報告第4号「令和2年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について」、肝炎医療の予算不足が生じたため、予算補正を行った旨、補正額は、1,800万円である旨説明。

議長 ただいまの報告に対し、意見、質疑はないか。

議長 特に質疑等ないので、報告第1号から報告第4号については終了とする。

議長 続いて、規程改正関係について、報告第5号及び報告第6号について、事務局より報告する。

事務局 報告第5号「愛媛県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部改正について」、国民健康保険法第86条により準用される同法第25条第2項の規定に基づき、理事長専決処分により施行したため、同法第3項の規定により報告する旨、令和3年3月からの被保険者の資格情報を医療機関等の窓口で確認することができるオンライン資格確認の実

施に向け、特定個人情報等の取扱いに関する必要な改正を行った旨、本年10月から医療保険者等向け中間サーバー等に個人番号を含む加入者の登録作業が順次開始されたことから、臨時急施を要するため、理事長専決処分により令和2年10月1日に施行した旨説明。

改正内容は、オンライン資格確認等システムの稼働に伴い市町から医療保険者等向け中間サーバー等に係る個人番号利用事務の委託を受ける内容に関する事、被保険者の個人単位化を目的に被保険者番号の一部として被保険者証枝番が新設されることに関する事、委託元への特定個人情報等を取り扱う区画及び取扱い状況の報告は、国民健康保険中央会が直接行うことの3点である旨説明。

報告第6号「愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について」、本会職員の給与、手当等は、愛媛県の職員の給与に関する条例等を準用し取り扱っている旨、令和2年愛媛県人事委員会から県職員給与等についての勧告を受け、期末手当の支給割合に関して、同条例の一部が改正されたため、その改正に合わせ、本会職員の給与に関する規程の一部改正を理事長専決にて行った旨説明。

改正内容は、令和2年12月支給の期末手当支給割合について、現行の1.30月分から1.25月に改正し、令和2年12月1日から施行及び適用する旨、令和3年4月以降の期末手当支給割合について、1.275月分に改定し、令和3年4月1日から施行及び適用する旨説明。

議長 　　ただいまの報告に対し、意見、質疑はないか。

議長 　　特に質疑等ないようなので、報告第5号及び報告第6号について終了とする。
　　以上で全ての報告事項について終了とする。
　　その他として、1件事務局より説明する。

事務局 　　診療報酬請求事件の経過報告について、前回理事会及び総会での報告以降の経過を報告する旨、令和2年9月9日に第7回弁論準備期日が開催され、1件ごとの案件に対する原告の主張と本会の反論をまとめた主張整理表の確認を行った旨、11月11日に電話による進行協議期日が開催され、主張整理表の協議を行い、裁判所から原告に対して、減点査定となった診療行為に対する医学的かつ具体的な主張内容を整理し、年内に提出するよう指示がされた旨、本会に対しては特段の指示はない旨説明。今後の対応及び予定については、原告から資料の提出があり次第、迅速かつ丁寧に内容確認を行う旨、次回は進行協議期日が令和3年1月19日に開催される旨説明。

議長 　　その他について、ただいま説明申し上げたが、質疑等ないか。

役員一同 　　（意見、質疑なし）

議長 　　その他、事務局より何かあるか。

事務局 　　議案第2号「愛媛県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部改正について」、改正

内容は、説明した通りであるが、新旧対照表の改正前、改正後の記述が逆となっている旨、記述を訂正し読み替えることで確認いただきたい旨説明。

役員一同 (了)

議長 以上で議決事項等全て終了、理事または監事より何かあるか。

議長 他に意見、質疑がないようなので、以上で終了する。